

リファレンスシステム収録用市場調査データの調達

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の中小企業事業本部顧客支援室が実施する「リファレンスシステム収録用市場調査データ」の調達を、次のとおり公募に付す。

1 定義

(1) リファレンスシステム

公庫の中小企業事業本部が現在開発を進めているシステムで、公庫内外の様々な資料（「総研レポート」や「経営情報」等の公庫内資料及び経営参考資料として市販されている外部購入の文書等）から、職員のニーズに合致した情報を迅速かつ的確に取得することで、顧客の経営課題解決支援及び顧客満足度の向上を図ることを目的に導入するものをいう。

(2) 市場調査データ

市場調査データとは、公庫の中小企業事業本部における顧客の経営課題解決支援及び貸付審査手続きにおいて、職員が迅速かつ的確に対象となる市場動向の把握等を行うため、特定ビジネス分野の市場規模、企業シェア、業界動向等を総合的に調査・分析した資料であり、公庫中小企業事業の役職員による利用のほか、公庫中小企業事業の顧客への提供が許諾されているものをいう。

2 調達の内容

(1) 次の各項のすべてを満たしていること。

ア 以下の業界等に関する市場調査データをすべて取り扱っていること（五十音順）。

I Cカード	I T・ソフトウェア	医薬品
外食産業	菓子類	化粧品
サービス産業	酒類	産業用ロボット
車載デバイス	住宅建材	清涼飲料水
調味料	通信サービス	通販・e コマース
電池関連	日用品・消耗品	ネットワークセキュリティ
ペット関連	防犯・セキュリティ	メカトロパーツ
冷凍食品		

但し、上記以外の業界等に関する市場調査データが含まれていることを妨げない。

イ 市場調査データの総数は 700 件以上であること。

ウ 市場調査データの情報量は、各件 A 4 サイズで 3 ページ以内であること。

エ 収録されている情報が陳腐化していないこと（平成 30 年 3 月末時点で公表されている官公庁及び民間シンクタンクの統計など最新の情報をもとに制作されていることを目安とする。）。

オ 収録されている情報が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密、ノウハウその他の知的財産権を侵害していないこと。

カ 公庫の中小企業事業の役職員による利用（複製を含む。）が可能であること。

キ 公庫の中小企業事業の役職員からその顧客に提供可能であること。

ク ファイル形式はPDF形式とすること。

また、PDFファイルについては、検索のためのテキスト及び画像の抽出が可能な状態で提供すること。

ケ 各資料のページ上部に公庫指定の文言（「提供先限り・二次利用不可」等。詳細は別途調整する。）を挿入すること。

コ 公庫指定の様式（別途調整）により提供資料の一覧表を併せて提供すること。

サ 公庫の中小企業事業の役職員におけるユーザー数は、最大 1600 名を予定している。

(2) 納入期限

平成 31 年 1 月 31 日（木）（予定）

3 参加者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格、「役務の提供」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。

(2) 市場調査データの提供について、日本国内において 10 年以上の事業年数を有し、かつ参加申込書の提出時点で国内の金融機関又は中小企業事業者に対し、今次調達する市場調査データ（又はこれらに類するもの）の全部又は一部の提供を行っていること。

(3) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者。

(4) 次の各項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者。

(6) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(7) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者

(8) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

4 申込方法

参加を希望する者は、平成 30 年 11 月 16 日（金）15 時 00 分までに、参加申込書（別添 1）及び項番 5 に示す提出書類を項番 6 の申込・問合せ先へ、項番 7 の提出方法にて提出すること

5 提出書類

(1) 参加資格があることを証明する書類

ア 法人登記簿謄本（申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの（原本））

イ 営業経歴書

ウ 財務諸表（直近 2 期分）

エ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）又は同（その 3 の 2）若しくは同（その 3 の 3）

オ 充足証明書（別添 2）

カ 適合証明書（別添 3）

キ 誓約書（別添 4）

（注） ア、イ、ウ及びエは、平成 28・29・30 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(2) 見積書（様式適宜）

6 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 4 号（大手町フィナンシャルシティノースタワー）

株式会社日本政策金融公庫 管財部 契約課

担 当：下振 洋子

電 話：03-3270-1552

F A X：03-3270-1441

7 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番 6 における「日本公庫エントランス 1 階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

8 その他

(1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。

(2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

別添1
平成 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が平成30年10月31日付で公告した「リファレンスシステム
収録用市場調査データの調達」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

担 当 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
FAX 番号	
E-MAIL	

充足証明書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

当社は、「リファレンスシステム収録用市場調査データの調達」について、「2 調達の内容」にある下記項目のすべてを満たす条件で納入することを保証します。

- 1 以下の業界等に関する市場調査データをすべて取り扱っていること（五十音順）。

ICカード	IT・ソフトウェア	医薬品
外食産業	菓子類	化粧品
サービス産業	酒類	産業用ロボット
車載デバイス	住宅建材	清涼飲料水
調味料	通信サービス	通販・eコマース
電池関連	日用品・消耗品	ネットワークセキュリティ
ペット関連	防犯・セキュリティ	メカトロパーツ
冷凍食品		

但し、上記以外の業界等に関する市場調査データが含まれていることを妨げない。

- 2 市場調査データの総数は700件以上であること。
- 3 市場調査データの情報は、各件A4サイズで3ページ以内であること。
- 4 収録されている情報が陳腐化していないこと（平成30年3月末時点で公表されている官公庁及び民間シンクタンクの統計など最新の情報をもとに製作されていることを目安とする。）。
- 5 収録されている情報が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密、ノウハウその他の知的財産権を侵害していないこと。
- 6 公庫の中小企業事業の役職員による利用（複製を含む。）が可能であること。
- 7 公庫の中小企業事業の役職員からその顧客に提供可能であること。
- 8 ファイル形式はPDF形式とすること。
また、PDFファイルについては、検索のためのテキスト及び画像の抽出が可能な状態で提供すること。
- 9 各資料のページ上部に公庫指定の文言（「提供先限り・二次利用不可」等。詳細は別途調整する。）を挿入すること。
- 10 公庫指定の様式（別途調整）により提供資料の一覧表を併せて提供すること。

適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 代表者印

本件にかかる「参加資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	参加資格	合否判定の根拠となる事由
1	市場調査データの提供について、日本国内において10年以上の事業年数を有し、かつ参加申込書の提出時点で国内の金融機関又は中小企業事業者に対し、今次調達する市場調査データ（又はこれらに類するもの）の全部又は一部の提供を行っていること	【提供実績については、提供先※及び契約日（納入日）を記載すること。】 ・事業年数 _____年 ・提供実績 (※) 提供先の名称は、A都市銀行、B地方銀行等の標記で可とする
2	業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者	業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有することが証明できる証拠書類を添付すること。 〔添付書類名〕

平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行うリファレンスシステム収録用市場調査データの調達に関し、下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者。
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- 4 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者

以 上